

平成28年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査 募集要領

平成28年 3月18日
国土交通省 都市局
農林水産省 農村振興局

1. 調査の趣旨について

人口減少・少子高齢化、財政制約等の社会情勢に対応したコンパクトシティや、都市と緑・農が共生する都市を実現するに当たっては、都市機能や居住の誘導を推進するとともに、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・農地や、それらで構成される景観等について、地域の合意形成の下で計画的な土地利用コントロールにより保全を図るなど、地域の状況に即した多様な手法を適用する必要があります。

特に、都市の農地を適切に保全するためには、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給や、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供等、都市農業が有する多様な機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図る必要があります。

平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、国においては、今春に「都市農業振興基本計画」を策定する予定であり、今後は同計画に基づき、都市における農地の保全に係る諸制度が措置されることとなります。

このようなことから、国土交通省（都市と緑・農の共生まちづくり推進調査）と農林水産省（都市農業制度検討調査委託事業）は、具体的な課題を抱える地方公共団体等の皆様の協力の下、上記計画を踏まえて、緑地・農地と調和した良好な都市環境・都市景観の形成、都市農業の多様な機能の発揮などを促進するための方策を即地的に検討することを目的として本調査を実施します。

2. 応募主体について

以下の団体とします。

- ①地方公共団体
- ②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）
- ③緑地管理機構又は景観整備機構
- ④地域活性化に取り組む団体

※②～④の団体による応募は、以下の全ての要件に該当する場合に限り可能です。

- ・代表者の定めがあること。
- ・調査実施に当たっての諸手続を適正かつ効率的に行うため、団体としての意志決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること。
- ・④の団体が応募する場合には提案について関係する地方公共団体からの推薦があること。

3. 募集内容について

本調査は、公募により広く提案を募集します。応募された提案の中から、有識者によって構成される評価委員会において、6.(2)の評価方針に基づき優れたものを選定し、国土交通省「都市と緑・農の共生まちづくり推進調査」又は農林水産省「都市農業制度検討調査委託事業」として応募者へ調査を委託します。

以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

(1) 募集する提案内容

下記のテーマに関する取組の提案を募集します。

- ① 都市機能や居住を誘導するエリアにおいて、魅力ある都市空間を形成するための緑地・農地の保全・創出・活用

【問題意識】

当該エリアでは、既存の緑地・農地の保全・活用や、都市開発等における新たな緑の創出等に向けた取組が多様な主体により進められ、緑のネットワークの強化及び質の向上が図られることにより、都市環境を向上させることが必要。

例)

- ・農地の緑地機能を評価し、緑の基本計画等に位置づけるにあたっての課題把握
- ・NPO団体や企業などの参画による都市農地の保全・活用方策の検討
- ・保全すべき農地等の土地利用整序を進めるにあたっての課題把握
- ・小規模な農地についての機能評価や保全・活用方策検討
- ・屋敷林等を保全するための管理の仕組みの構築
- ・市街地における生態系ネットワークの形成手法、モニタリング手法検討

- ② 居住等を誘導するエリアの外側等において、持続的な土地利用が行われるための緑地・農地の保全・活用

【問題意識】

居住等を誘導するエリアの外側等の人口減少が見込まれる地域においては、ミニ開発や低未利用地の発生を抑制するとともに、空閑地等の持続的な土地利用を促すため、緑地・農地として適正に管理・活用され、これらで構成される良好な景観の保全が図られることが必要。

例)

<緑地・農地関連>

- ・屋敷林と一体となった農地の管理・活用に関する検討
- ・農地の貸し手と借り手のマッチングや市民農園の整備・管理に関する検討
- ・生産緑地において市民農園・体験農園を進めるにあたっての需要や土地所有者の意向等の課題把握
- ・農地の公有地化や、その農業体験の場等としての活用に関する検討

- ・福祉や学校教育等と連携した農地管理手法検討
- <景観関連>
- ・市街地周辺部の緑地や農地等で形成される良好な景観の保全手法の検討

③ 広域的な観点から取り組む緑地・農地及び景観の保全・活用

【問題意識】

一の市町村の区域等を越えた広域的な観点から、緑地・農地及び景観の保全・活用を推進するためには、複数の主体が連携してその保全活動に取り組む枠組みを作っていく、継続的な活動に繋がる手法を検討していくことが必要。

例)

<緑地・農地関連>

- ・複数の主体が連携して緑地や農地等の保全に取り組むための連携組織等のあり方に関する検討
- ・広域的な緑地のネットワーク形成、保全方針の策定、及び広域連携組織の立ち上げ等に向けた検討

<景観関連>

- ・良好な景観の形成に関する広域連携に向けた合意形成手法の検討
- ・良好な広域景観の実現に向けた基本方針の策定や行為の制限等の基準の統一、案内板等の公共サインのデザイン調整等の検討

④ 都市農業の継続・振興

【問題意識】

都市農業が有する多様な機能が発揮されるためには、都市農業の安定的な継続が重要であり、都市農業振興に関する施策を講ずることが必要。

このため、現在作成中の「都市農業振興基本計画（案）」に記載された「講ずべき施策」について、具体的な施策の検討、施策実施にあたっての課題の把握等を実施し、今後の方策を検討することが必要。

例)

講ずべき施策のうち、

- ・直売所等の間のネットワーク強化による品揃えの確保や効率的な物流体制の構築
- ・学校給食における地元産農産物の利用のため、生産者と関係者の連携強化等に係る具体的な施策の検討や施策実施にあたっての課題の把握

(2) 委託期間

契約締結日の翌日～平成 29 年 3 月上旬

上記委託期間に実施可能な取組について、提案をしてください。

4. 経費について

1件当たりの調査経費の上限額は原則800万円程度、下限額は原則500万円程度とします。

本調査で措置する経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費（国庫委託金）として措置することができるものに限りま

す。以下のような経費は、調査委託費による措置の対象にはなりません。

- ① 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に関わる経費
- ② 地方公共団体職員の人件費
- ③ 施設整備費・修繕費、恒久的な施設の設置費等
- ④ 普及啓発イベント等の食材、弁当代等（会議費の茶代については対象を含む。）

【注意】

選定された場合、委託契約を結ぶこととなりますが、概算払は行いません。（委託料の支払は、調査終了後の精算払のみ。）したがって、調査期間において業務を実施するための資金を用意していただくことが必要となります。

※ 経費区分は、直接人件費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び雑収入に区分し、庁費にあつては、財務省が定める下記区分に従い、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃金、借料及び損料、会議費及び雑役務費等に細分して計上します。

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/index.htm

※ また、謝金については、下記をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-meti/20150306shakin.pdf

<再委託について>

再委託については書面による事前の承諾が必要であり、原則として、調査経費の1/2を超える金額の再委託をすることはできません。

また、業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を再委託することはできません。（主たる部分とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入及び会場借上の軽微な業務を再委託しようとするときには、承諾の必要はありません。

また、応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合、構成団体間で処理される経費は再委託とはなりません。

5. 応募方法について

下記の応募書類を、提出期間内に提出してください。応募書類に記入漏れや書類の不足等の不備があった場合、その応募書類は受理できませんのでご注意ください。

(1) 応募書類

・様式表紙

提案書の表紙となります。

取組を提案する共通テーマを1つ選択して下さい。複数の共通課題に資する取組を提案する場合であっても、複数選択することはできません。

提案書の提出日、応募団体名、代表者の氏名を記入し、印を押して下さい。

「提案名」、「応募団体の概要」、「担当者連絡先」を記入して下さい。応募書類等に関する問い合わせは、「担当者連絡先」に記載された担当者に行います。電話番号等の連絡先は、応募書類提出後、選定結果を通知するまで、平時連絡可能な電話番号、アドレスを登録して下さい。

・様式1

提案名、応募団体名、3.(1)の共通テーマ①から④までのいずれか該当する番号を記入して下さい。

提案概要を240文字程度で記入して下さい。概要には、背景・課題、目的、提案する取組が必ず含まれるようにして下さい。

「地域における都市と緑・農が共生するまちづくりに関する課題」及び「提案する取組」について記入して下さい。「提案する取組」の記入に当たっては、具体的に実施する取組が何か、明確に理解できる記述として下さい。

提案する内容について「本調査の趣旨との整合性・先導性・汎用性」、「取組の成果とその活用方針」についての説明を記入して下さい。

・様式2

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施スケジュールについて記入して下さい。また、提案内容に関連する取組実績と調査実施後の取組の方針について記入して下さい。(応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、どの団体の取組実績、取組の方針かわかるように記入して下さい。)

・様式3

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施に必要な経費を記入して下さい。(詳細な記入要領は様式3に記載しています。)

・様式4

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施体制について記入して下さい。

※ 応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、主な役割を担う構成団体の団体名と役割について記入してください。その他の構成団体については、団体名のみ記入してください。

なお、応募団体が複数の団体で構成される場合、地方公共団体が構成員として含まれていることが必要です。

※ 応募団体が再委託を予定している場合は、再委託する業務内容を記入してください。

※ 調査の実施において、他の団体との連携が見込まれる場合は、その関連団体の団体名とその関係性について記入してください。

※ 応募団体が「②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）」の場合は、構成員である地方公共団体名、担当者名等を記入してください。

・様式5

「④地域活性化に取り組む団体」が応募する場合には、本様式により、関係する地方公共団体の推薦を受けた上で提出して下さい。公印であれば推薦者の役職は問いません。（必ずしも市区町村長や知事名である必要はありません。）

(2) 提出期間

平成 28 年 3 月 18 日（金）から 4 月 22 日（金）17:00 まで

※提出期間は上記のとおりですが、提出された応募書類は、平成 28 年度当初予算の成立をもって受理します。また、本調査は平成 28 年度当初予算の成立以降に契約を交わすことによって実施が可能となります。

(3) 応募書類の提出

応募書類は、国土交通省担当係宛（「7. 問い合わせ先について」参照）に電子データ（PDF 形式）をメールにて、以下のアドレス宛てに提出してください。

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

hqt-g_CRB_KRY_RKS@ml.mlit.go.jp

応募書類の提出後、国土交通省担当係へ必ず電話にてご連絡ください。電子データのファイル総量は極力 5 メガバイト以内としてください。なお、送信された応募書類の印刷は白黒で行います。

6. 応募後のスケジュールについて

※平成 28 年度当初予算の成立時期によっては、変更が生じる可能性があります。

(1) 応募内容の確認（提出期間中及び提出期間後）

応募内容について確認するため、必要に応じて電話・メールによる問い合わせを行うことがあります。

(2) 選定（5月下旬予定）

本調査に応募された提案の選定に当たっては、評価委員会において下記に定める評価方針に沿って提案を評価し、その評価を踏まえ、国土交通省「都市と緑・農の共生まちづくり推進調査」又は農林水産省「都市農業制度検討調査委託事業」として選定します。この際、提案内容の一部のみを採択することや実施内容の充実を前提に採択することがあります。

また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は評価の対象とならない場合があります。

【評価方針】

有識者によって構成される評価委員会において、主に以下の視点で評価します。

① 提案する取組（課題及び想定する解決手法）と本調査の趣旨との整合性
提案する取組が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

② 提案する取組の先導性、汎用性
現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域で応用可能であるなど、今後広がることが期待されるものであり、調査で得られる成果が他の地域から参考とされやすいものであること。

③ 提案する取組の実現性
提案する取組を実施するための計画が適切に立てられていること。地域での取組について具体的な方針があること。また、必要な経費が過不足無く適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。

なお、選定結果は応募団体の代表者に、書面により通知するほか、ホームページ等により、選定された団体の団体名、団体の住所（市区町村名まで）、調査名を公表します。（5月下旬予定）

(3) 契約手続（選定結果通知後）

国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局が、選定された提案の応募団体と委託契約の手続を行います。

なお、契約手続に際し、現地視察を行い、その際に実施内容や成果物の内容等について応募団体と個別に協議等させていただきます。

(4) 進捗報告、評価委員会の委員による現地視察

本調査の調査進行状況を確認するため、委託期間中に1回程度、国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局に進捗報告を行っていただく予定です（9月～11月頃）。（進捗報告に伴う国土交通省又は農林水産省への旅費は、必要経費に含めてください。）

また、委託期間中に評価委員会の委員原則1名による選定箇所への現地視察も

予定しております（10月～12月頃）。(委員1名分の謝金、大学教授等有識者（東京都内在住想定）の旅費は、必要経費に含めてください。)

(5) 取組結果の報告会（平成29年2月中旬予定）

本調査の取組結果の報告会を実施する予定です。報告会では、調査を実施した応募団体から取組結果について説明していただきます。（報告会（東京都千代田区霞が関を想定）の出席に伴う旅費は、必要経費に含めてください。）

(6) 成果物

委託業務実施期間の終了日までに、成果物を提出していただきます。

成果物は調査報告書（A4判）を3部とその電子情報（CD-Rディスク等）とします。（成果物の制作に要する印刷製本費等は、必要経費に含めてください。）

(7) 精算（委託業務完了時）

委託業務完了時には、成果物に添えて、十分な根拠資料（支出を記録した帳簿と支出を証する証拠書類）を基に作成した精算報告書、委託費経費内訳報告書等を提出していただき、検査によって支出の適否を確認した上で額を確定し、実費をお支払いいたします。

7. 問い合わせ先について

本募集に関するお問い合わせは、以下の担当まで電話にてお願いします。

[緑地・農地の保全・活用等に関する調査について]

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課 緑地環境室 望月、西川

直通 03-5253-8420/FAX 03-5253-1593

[都市農業に関する調査について]

農林水産省 農村振興局

都市農村交流課 都市農業室 渡邊、渡部

直通 03-3502-0033/FAX 03-6744-0571

※異動があった場合には、後任のものとします。